

2007年1月16日

## 年会費に関連する原則、ルールについて

幹事会

### 考え方の基本、理念

『OB会費は、楽籠OB諸氏が卒業後も様々な親睦、連携を実現することを主目的としながら、会自体の存続のため、及びその構成員の諸活動や現役チームへの支援等の原資とする。その支出内訳は、定時総会及び各代幹事会において十分に共有され、監査される。』

### 大原則（１）

『会費未納者には、原則的に「各種サービス」の提供をしない。』

※各種サービスとは、・・・「注目」発送、名簿発送、各種通知の郵便物発送、「焚火」対応、など、基本的に有料のもの  
(基本的に、日本国内対応とする)

### 大原則（２）

『会費未納 即ち 会員資格剥奪ではない。』

※会員資格の有無（OB会員であるか否か）と、会費納入の有無とは無関係  
※（会員資格者 ⇔ OB会名簿に氏名を記載する者）

### ルール（１）

「海外赴任者は、会費納入を免除してもよい。」

(情報は本人または同期幹事から)

※各種サービスが行き届かないから。

※本人確認の上、（継続）納入を妨げない。その場合は、各種サービスを国内に限り極力対応する。（留守宅に送付、同期幹事に送付、等）

### ルール（２）

「うっかり未納、残高不足等は、追加振込手続きを求め、納入確認の上、復活」

参考) 年会費引落とし処理は4月28日

名簿は、毎年4/1情報をもって5月中旬をメドに作成

(名簿記載者=会員有資格者、という定義)

### ルール（３）

「本人の意思で、未納<確信的>」

①一応、督促。同期幹事にも連絡。

②一応、主旨・意見を出してもらおう。事務局及び同期幹事宛に。

③対象者を「確認」の上、各種サービスを停止する。

以 上

2007年1月16日  
楽籠OB会 幹事会

楽籠OB会費 2006年改善活動結果報告

期	対象人数	活動前登録数	活動後登録数	改善	残数	期	対象人数	活動前登録数	活動後登録数	改善	残数
1	9	9	9		0	24	8	7	8	1	0
2	6	5	5		1	25	5	5	5		0
3	8	4	4		4	26	7	6	6		1
4	7	6	6		1	27	4	3	3		1
5	10	9	9		1	28	4	3	3		1
6	8	7	7		1	29	5	2	2		3
7	10	7	8	1	2	30	4	3	3		1
8	15	14	14		1	31	9	5	6	1	3
9	9	9	9		0	32	4	3	3		1
10	14	12	13	1	1	33	7	3	4	1	3
11	6	6	6		0	34	7	6	7	1	0
12	7	6	6		1	35	10	6	8	2	2
13	4	3	3		1	36	7	4	6	2	1
14	9	7	7		2	37	7	7	7		0
15	10	7	7		3	38	3	2	3	1	0
16	7	6	6		1	39	4	3	4	1	0
17	7	6	7	1	0	40	3	1	2	1	1
18	11	8	8		3	41	2	1	2	1	0
19	9	5	5		4	42	9	2	2		7
20	9	8	8		1	43	7	4	4		3
21	11	9	9		2	44	5	0	2	2	3
22	9	7	8	1	1						
23	5	4	5	1	0	計	321	240	259	19	62

(注) 活動前登録数は、次年度から登録落ちになる方を含む。 74.8%→80.7% +5.9%

【参考】2006年度の個別振込 計10件

1. 登録済みであるが、資金不足等により引落不能だったため、個別に振り込んでいただいた方 3名
2. 改善活動の結果、追加登録（再登録）に加えて2006年度分を振り込んでいただいた方 5名
3. 改善活動の結果、2006年度分を振り込んでいただいた方 → 今後、要登録変更 1名
4. その他  
30期代から1名振込あり。期・名とも詳細不明

以上